

第三十八回 参議院文教委員會會議錄第二号

昭和三十六年二月七日(火曜日)午前十時十六分開会

委員の異動

十二月二十六日委員岡三郎君及び加瀬完君辞任につき、その補欠として米田勲君及び矢嶋三義君を議長において指名した。

一月三十一日委員米田勲君辞任につき、その補欠として平林剛君を議長において指名した。

二月一日委員清澤俊英君辞任につき、その補欠として米田勲君を議長において指名した。

二月二日委員相馬助治君辞任につき、その補欠として中村正雄君を議長において指名した。

二月三日委員二見基郷君辞任につき、その補欠として田中茂穂君を議長において指名した。

委員長の異動

二月一日清澤俊英君委員長辞任につき、その補欠として平林剛君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 北畠 教員君
近藤 鶴代君
豊瀬 禎一君

委員

小幡 治和君
下條 康磨君
杉浦 武雄君
野本 品吉君

千葉千代世君
矢嶋 三義君
米田 勲君
常岡 一郎君
岩岡 正男君
政府委員
文部大臣官房長 天城 勲君
事務局側
常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○本委員会の運営に関する件

○委員長(平林剛君) これから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

去る十二月二十六日、岡三郎君及び加瀬完君が委員を辞任され、その補欠として米田勲君及び矢嶋三義君が委員に選任されました。また、一月三十一日、米田勲君が委員を辞任され、その補欠として平林剛君が委員に選任されました。また、二月一日、清澤俊英君が委員を辞任され、その補欠として米田勲君が委員に選任されました。また、二月二日、相馬助治君が、同三日、二見基郷君が委員を辞任され、その補欠として中村正雄君及び田中茂穂君がそれぞれ委員に選任されました。

以上であります。

○委員長(平林剛君) 次に、理事の補欠互選についてお諮りいたします。

委員の異動に伴いまして、現在、理事が欠員となっております。互選は慣例によりまして、成規の手続を省略し、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認め、委員長より豊瀬禎一君を理事に指名いたします。

○委員長(平林剛君) 次に、定例日の件についてお諮りいたします。

本委員会は、従来、毎週火曜、木曜の二日を定例日として審議を続けて参つたのでありますが、今国会におきましても、別に御異議がなければ、審議上格別な支障のない限り、火、木を定例日として審議を進めて参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平林剛君) 次に、今後の文教委員会の日程等につきまして、各会派より一つ御自由に御意見を拝聴いたしたいと存じます。

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。本日はこちらをもって散会いたします。

午前十時二十五分散会

二月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、滋賀大学に工学、農学二学部増設の請願(第三号)
一、義務教育施設整備費国庫補助増額等に関する請願(第二〇号)
一、公立文教施設整備に関する請願(第三四号)
一、五大市の婦人教育振興に関する請願(第五六号)
一、大学院学生の奨学金引上げ等に関する請願(第五八号)(第八六号)
一、建国記念の日制定に関する請願(第七四号)

一、高等学校の定時制教育及び通信教育予算に関する請願(第八五号)
一、義務教育諸学校に学校栄養士設置等の請願(第一二三号)
一、産休補助教員の身分確保に関する請願(第二四三号)

第三号 昭和三十五年十二月二十六日受理
滋賀大学に工学、農学二学部増設の請願

請願者 滋賀県議会議長 奥村 悦造
紹介議員 村上 義一君

京阪神、中京両地区の中間にあつて近時ますます経済的地位を高揚しつつある滋賀県にあつて、将来を背負う人材養成の最高教育機関としては滋賀大学(経済、学芸両学部)があるが、科学技術振興の時代の要請に応じて、本大学に工学部及び農学部の両学部をなるべくすみやかに増設せられたいとの請願。

第二〇号 昭和三十五年十二月二十六日受理
義務教育施設整備費国庫補助増額等に関する請願

請願者 福島市杉妻町一〇福島 県町村会内 鎌田清
紹介議員 松平 勇雄君

義務教育施設の整備充実が、現在地方自治体最大の課題であり、これが実現には多大の経費を必要とするため、町村はその財源に苦しんでいる実情であるから、義務教育施設整備補助の増額及び起債額を拡大するより、その内容として、(一)義務教育諸学校施設国庫負担法を改正し危険校舎改築、小中学校増改築並びに用地買収費を含む実質五十パーセント以上の補助金を交付すること、(二)義務教育諸施設にかかるとる地方負担額は全額起債となし、これが償還については利子の全額を補充するより地方交付税基準財政需要額に算入すること、等の実現を早急に図りたいとの請願。

第三四号 昭和三十六年一月七日受理
公立文教施設整備に関する請願

請願者 鹿児島県議会議長 大坪 静夫
紹介議員 田中 茂穂君

本年度から始まつた中学校生徒急増に対する校舎整備については、現行法令及び予算では、生徒増後はじめて建築に着手している現状であり、加ふるに、三十八年度から高校入学志願者の激増は必至であるが、高校の新、増築

にはならぬ国庫補助の制度はないので、中学校同様三分の一の国庫補助制度を設け、予算措置を講ずるとともに、単独起債を設けられたい。さらにまた、鹿児島県は台風常襲地帯でもあるから、学校建物の構造比率を五十パーセントから八十パーセントまで引き上げるとともに、国庫補助の増額と起債の拡大についての措置を講ぜられたいとの請願。

第五六号 昭和三十六年一月九日受理
五大市の婦人教育振興に関する請願

請願者 名古屋市中区和松風町
一ノ二五大地域婦人
団体連絡協議会内 横
地さだあ

紹介議員 田上 松衛君
婦人教育振興のため婦人の国内外研修をはじめ、政府の婦人に対する施策が大幅に拡充されつつあることは善に堪えないところであるが、これらの施策が形式的に府県単位に実施されていることは、大都市における婦人教育の重要性にかんがみまことに遺憾であるから、ぜひ五大市に対してもこれらの施策を府県同様に講ぜられたいとの請願。

第五八号 昭和三十六年一月十日受理
大学院学生の奨学金引き上げ等に関する請願(三通)

請願者 東京都千代田区代官町
二 宮野近外百五十二
名
紹介議員 中村 正雄君
現在の大学院は、経済的にまた制度的に、研究者の養成機関としての機能を

果たすためには、きわめて不十分な状態であるから、一万五千人の大学院生と日本の科学文化の将来のために、(一)大学院生に対する奨学金を博士課程月額一万五千元、修士課程月額一万円に引き上げ、全員一率給費制とすること、また、博士課程留学者にも奨学金を支給すること(二)文部省予算に大学院独自の予算項目を設けること、すなわち、講座、物件費等すべて大学予算から分離して別建てとし、大学院の独自の運営を経済的に保障すること、(三)大学教育の過重労働を軽減し、大学院の研究体制及び地方大学の授業体制を充実させる意味からも、大学教育のポストを大幅に拡充すること、(四)大学院博士課程卒業生及び修士課程卒業生には、独自の公務員試験のルートを設けること、また、国家公務員給与制度を改正し、博士または修士取得者に対して別建ての給与表を設けること、(五)日本学術振興会の奨励研究生制度を拡充し、定員を五百人とする、(六)海外留学生の定員を拡充し、渡航費用を支給すること、また、海外留学中を休学扱いにしないこと等の実現を図られたいとの請願。

第八六号 昭和三十六年一月十二日受理
大学院学生の奨学金引き上げ等に関する請願(十通)

請願者 東京都中野区宮前町一
八 中野和郎外六百三
名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第七四号 昭和三十六年一月十一日受理
建国記念の日制定に関する請願

請願者 和歌山県御坊市塩屋町
一、一〇六 山田静枝
外百八十八名
紹介議員 前田佳都男君
現行の国民の祝日に建国を記念する祝日が欠けていることはまことに遺憾である。独立回復以来、人心の安定とともに建国記念の日制定を希望する声は急激に高まっております。この純正な国民感情は当然尊重されるべきものと思ひ、祖国の歴史と伝統を回顧し、国家興隆の前途に切々として思いを寄せるこの国民的世論を明察の上ぜひとも建国記念の日を法制化せられたいとの請願。

第八五号 昭和三十六年一月十二日受理
高等学校の定時制教育及び通信教育予算に関する請願

請願者 京都市中京区中ノ京伯
楽町四 中川源一郎
紹介議員 永岡 光治君
高等学校定時制教育及び通信教育に関する昭和三十六年度の国の予算額は、勤労青少年教育振興のため特別の配慮をもつて、(一)高等学校定時制及び通信教育の施設、設備等のための補助約十億円、(二)夜間定時制高等学校における学校給食施設、設備整備費及び人件費補助約六千八百万円、(三)夜間定時制高等学校生徒に対する夜食費の補助約七億五千万円、(四)育英奨学金の増額約十四億五千万円、(五)高等学校通信教育生徒に対する学習書の無償給与約二千万円、(六)公立高等学校定時制及び通信教育教職員給与費の補助約

五十億円等の金額を確保せられたいとの請願。
第一一三号 昭和三十六年一月十四日受理
義務教育諸学校に学校栄養士設置等の請願

請願者 山梨県甲府市橋町一山
梨県学校給食栄養士会
内 中込和代
紹介議員 吉江 勝保君
学校給食の健全な発達と児童の体位向上を図るためには、給食における所定の栄養基準量の適合と完全なる衛生管理をすることが必要であるが、栄養教育の制度がないため、はなはだ遺憾な実情で憂慮にたえないところであるから、すみやかに学校教育法第二十八条の一部を改正して、その条項に「栄養教育」を加え、「児童の栄養及び給食の質に当たる」を入れて、これに対し国庫補助の措置を講ぜられたい。やむを得ない場合には、学校教育法施行規則の一部を改正し、学校給食を実施する義務教育諸学校に対して学校給食主事(又は栄養管理職員)を設置し、これに栄養士の資格を有する者を充てられたい。また、これら栄養士に対して学校栄養士としてふさわしい職名と待遇を与えるよう格段の配慮をせられたいとの請願。

第二四三号 昭和三十六年一月二十三日受理
産休補助教員の身分確保に関する請願

請願者 横浜市鶴見区上末吉町
八八二 平野セツ子外
二十一名
紹介議員 高田なほ子君

産休補助教員について、(一)身分保障制度、健康保険制度を確立すること、(二)昇給制度、年休制度を確立すること、(三)プール制度にすること等の実現を図られたいとの請願。

二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案
二、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案
就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励に関する法律の援助に関する法律

第一条中「児童及び生徒のため教科用図書及び修学旅行費の給与を行う」を「児童及び生徒について教科用図書を給与する等就学奨励を行なう」に改める。

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励に関する法律の援助に関する法律

第二条各号列記以外の部分中「若しくはその購入費の下に」、学用品若しくはその購入費、児童若しくは生徒の通学に要する交通費を加え、「小学校の第六学年の児童若しくは中学校の第三学年の生徒に係る修学旅行費」を「児童若しくは生徒の修学旅行費」に改め、同条第一号中「教科用図書又はその購入費、学用品若しくはその購入費又は児童若しくは生徒の通学に要する交通費」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

六 学用品の購入費

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

昭和三十六年二月九日印刷

昭和三十六年二月一〇日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局